震災対策編

目　　次

第１章　総　　則 ……239
　第１節　計画の目的 ……239
　第２節　計画の性格 ……239
　第３節　災害時における個人情報の取扱い ……239
　第４節　防災関係機関の責務及び業務の大綱 ……240
　第５節　地震の想定 ……246
第２章　災害予防計画 ……247
　第１節　防災知識普及計画 ……247
　第２節　地域防災活動活性化計画 ……249
　第３節　防災訓練計画 ……250
　第４節　通信確保計画 ……251
　第５節　避難対策計画 ……252
　第５節の２　食料・生活必需品等の備蓄計画 ……253
　第６節　要配慮者の安全確保計画 ……254
　第７節　食料・生活必需品等の備蓄計画 ……255
　第８節　孤立化対策計画 ……256
　第９節　防災施設等整備計画 ……257
　第１０節　都市防災計画 ……258
　第１１節　交通施設安全確保計画 ……261
　第１２節　ライフライン施設等安全確保計画 ……262
　第１３節　危険物施設等災害安全確保計画 ……265
　第１４節　地盤災害予防計画 ……267
　第１５節　火災予防計画 ……268
　第１６節　震災に関する調査研究 ……270
　第１７節　防災ボランティア育成計画 ……271
　第１８節　事業継続対策計画 ……272
第３章　災害応急対策計画 ……273
　第１節　活動体制計画 ……273
　第２節　地震情報等の伝達計画 ……276
　第３節　通信情報計画 ……280
　第４節　情報の収集・伝達計画 ……281
　第５節　広報広聴計画 ……284
　第６節　交通確保・輸送計画 ……287
　第７節　消防活動計画 ……289
　第８節　県、町等応援協力計画 ……290
　第９節　自衛隊災害派遣要請計画 ……291
　第１０節　防災ボランティア活動計画 ……292
　第１１節　義援物資、義援金の受付け・配分計画 ……293
　第１２節　災害救助法の適用計画 ……294
　第１３節　避難・救出計画 ……295
　第１４節　医療・保健計画 ……297
　第１５節　食料・生活必需品供給計画 ……299
　第１６節　給水計画 ……300
　第１７節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 ……301
　第１８節　感染症予防計画 ……303
　第１９節　廃棄物処理・障害物除去計画 ……304
　第２０節　行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画 ……305
　第２１節　応急対策要員確保計画 ……307

第２２節　文教対策計画 ……308
第２３節　公共土木施設応急対策計画……309
第２４節　ライフライン施設応急対策計画 ……310
第２５節　危険物施設等応急対策計画……311
第２６節　防災ヘリコプター等活動計画 ……312
第４章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画……313
第１節　総則……313
第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項……314
第３節　円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項……315
第４節　関係者との連携協力の確保に関する事項 ……319
第５節　後発地震への注意を促す情報が発信された場合に とるべき防災対策に関する事項 ……320
第６節　防災訓練に関する事項 ……321
第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 ……322
第５章　災害復旧・復興計画 ……323
第１節　公共施設等の災害復旧計画……323
第２節　生活の安定確保計画 ……324
第３節　復興計画の作成 ……325

第１章　総　　則

第１節　計画の目的

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、本町における過去の地震の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年３月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成29年度、30年度に国の地震調査研究推進本部が実施）や県が実施した津波浸水想定の設定（令和３年度）及び被害想定調査の結果（平成９年度「地震被害想定調査」、令和３～４年度「岩手県地震・津波被害想定調査」）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度６弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとしたものである。

第２節　計画の性格

第１　計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づいて作成されている「軽米町地域防災計画」の「震災対策編」として、町防災会議が作成する計画である。

この計画に定めのない事項については、「軽米町地域防災計画」の定めるところによる。

第３節　災害時における個人情報の取扱い

【本編・第１章・第４節　参照】

第４節　防災関係機関の責務及び業務の大綱

第１　防災関係機関の責務

１　県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

２　町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、勧告、指導、助言等を行う。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　防災関係機関の業務の大綱

１　県

機　関　名	業　務　の　大　綱
岩　手　県	１　県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 ２　防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 ３　防災訓練の実施に関すること。 ４　防災知識の普及及び教育に関すること。 ５　災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 ６　自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 ７　災害応急対策の実施に関すること ８　災害時における犯罪の予防、取締りなど、社会の秩序維持に関すること。 ９　被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること 10　市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。

2　町及び広域行政事務組合

機　関　名	業　務　の　大　綱
軽　米　町	1　町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 2　防災に関する施設及び組織に関すること。 3　防災訓練の実施に関すること。 4　防災知識の普及及び教育に関すること。 5　災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 6　他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 7　災害応急対策の実施に関すること。 8　被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。
二戸地区広域行政事務組合	1　消防業務に関すること。 2　救急救助業務に関すること。 3　ごみ処理及びし尿処理に関すること。 4　災害予防対策の実施協力に関すること。 5　災害応急対策の実施協力に関すること。 6　介護保険事業の運営に関すること。

3　指定地方行政機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
東北管区警察局	1　災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 2　警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3　防災関係職員の派遣に関すること。 4　関係機関との連絡調整に関すること。 5　津波警報等の伝達に関すること。
東北財務局	1　民間金融機関に対する金融上の措置要請に関すること。 2　地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 3　災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 4　公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 5　東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	1　災害状況の情報収集、通報に関すること。 2　関係職員の派遣に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局	1　国土保全事業の推進に関すること。 2　営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 3　種苗その他営農資材の確保に関すること。 4　農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 5　災害資金の融通に関すること。 6　災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	1　国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 2　山火事防止対策に関すること。 3　災害復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	1　工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 2　災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需要に関すること。

	3　産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。
関東東北産業保安監督部〔東北支部〕	1　電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策に関すること。 2　電気、都市ガス等の応急復旧対策に関すること。 3　鉱山に関する災害の防止に関すること。 4　鉱山における災害応急対策に関すること。
東北運輸局	1　交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2　緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局［仙台空港事業所］	災害時における航空機の出動要請の支援に関すること。
仙台管区気象台［盛岡地方気象台］	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4　県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北総合通信局	1　通信の確保に必要な措置に関すること。 2　通信システムの被害状況等の把握に関すること。 3　関係業界団体の協力のもとで通信機器の供給の確保に関すること。 4　Ｌアラート（災害情報共有システム）の普及・促進に関すること。 5　非常通信協議会の指導育成に関すること。
岩手労働局	1　事業場における労働災害の防止に関すること。 2　被災労働者の救助に関すること。 3　被災労働者の就労斡旋等に関すること。 4　復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。
東北地方整備局［岩手河川国道事務所］	1　直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 2　指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 3　水防活動の指導に関すること。 4　災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 5　直轄公共土木施設の復旧に関すること。 6　緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 7　災害対策支援に係る調整に関すること。
東北地方環境事務所	1　所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2　緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 3　大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。 4　災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 5　愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。

東北防衛局	1　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 3　原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
東北管区行政評価局 〔岩手行政監視行政相談センター〕	1　被災者への生活支援情報の提供 2　専用電話を備えた相談窓口の開設 3　特別行政相談所の開設
国土地理院 ［東北地方測量部］	1　地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2　復旧測量等の実施に関すること

4　自衛隊

機　関　名	業　務　の　大　綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1　災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5　指定公共機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
日本銀行盛岡事務所	1　災害時における通貨の供給確保に関すること。 2　災害時における非常金融措置の指導に関すること。
日本赤十字社岩手県支部	1　災害時における医療救護に関すること。 2　救援物資の配分に関すること。 3　義援金の受付けに関すること。 4　防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	1　気象予報・警報等の放送に関すること。 2　災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3　県知事及び町長からの要請に基づく災害放送に関すること。 4　防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路（株）東北支社	1　高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 2　災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 3　高速自動車道の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社 日本貨物鉄道（株）東北支社	1　鉄道施設の整備、災害防止及び災害防止に関すること。 2　災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
ＮＴＴ東日本株式会社　岩手支店 ＮＴＴドコモビジネス株式会社 （株）ＮＴＴドコモ ＫＤＤＩ（株） ソフトバンク（株） (株)楽天モバイル	1　電気通信施設の整備及び災害防止に関すること。 2　災害時における通信の確保に関すること。 3　電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運（株）盛岡支社 北東北福山通運(株)盛岡支店 佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店	1　災害時における車両による緊急輸送に関すること。

岩手西濃運輸㈱	
東北電力（株）岩手支店 東北電力ネットワーク㈱岩手支社	1　電力施設の整備及び災害防止に関すること。 2　災害時における電力供給に関すること。 3　電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵政グループ ［軽米郵便局］ ［小軽米郵便局］ ［晴山郵便局］ ［円子郵便局］	1　災害時における郵政事業の業務運営の確保に関すること。 2　災害時における郵政事業の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	1　災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 2　広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 3　災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること。 4　独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等ごとの支援に関すること。

6　指定地方公共機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
㈱ＩＢＣ岩手放送 ㈱テレビ岩手 ㈱岩手めんこいテレビ ㈱岩手朝日テレビ ㈱エフエム岩手	1　気象予報・警報等の放送に関すること。 2　災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3　県知事及び町長からの要請に基づく災害放送に関すること。 4　防災知識の普及啓発に関すること。
（公社）岩手県トラック協会 （公社）岩手県バス協会 岩手県北自動車（株） 南部バス株式会社 ジェイアールバス東北（株）二戸営業所	1　災害時における車両における緊急輸送に関すること。
（一社）岩手県高圧ガス保安協会	1　ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 2　災害時におけるガス供給に関すること。 3　ガス施設の災害復旧に関すること。
（一社）岩手県医師会 （一社）岩手県歯科医師会	1　医療救護又は歯科医療救護に関すること。 2　遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
（一社）岩手県薬剤師会	1　医療救護に関すること。 2　災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
（公社）岩手県栄養士会	1　災害時における栄養管理に関すること。
（公社）岩手県看護協会	1　医療救護及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	1　防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 2　岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
（一社）岩手県獣医師会	1　災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。

(一社) 岩手県建設業協会	1　災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 2　公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

7　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	業　務　の　大　綱
社会福祉法人岩手県共同募金会	1　義援金の募集及び受付けに関すること。
新岩手農業協同組合 二戸地方森林組合 西部九戸漁業協同組合	1　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2　農林水産業関係に係る県及び町が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 3　被災農林漁家に対する融資及び融資の斡旋に関すること。 4　被災農林漁家に対する種苗その他営農資材の確保の斡旋に関すること。
軽米町商工会	1　災害時における物価安定についての協力に関すること。 2　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院	1　受入れ患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 2　災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	1　災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	1　災害時における緊急輸送通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	1　ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
危険物関係施設の管理者	1　災害時における危険物の保安措置に関すること。
軽米町土地改良区	1　水門、水路、八戸平原開発給水幹線・支線用水路等の施設の整備及び災害防止に関すること。 2　水門、水路、八戸平原開発給水幹線・支線用水路等の災害復旧に関すること。
(株) 朝日新聞社盛岡総局 (株) 毎日新聞社盛岡支局 (株) 読売新聞社盛岡支局 (株) 河北新報盛岡総局 (株) 産業経済新聞社盛岡支局 (株) 日本経済新聞社盛岡支局 (一社) 共同通信社盛岡支局 (株) 時事通信社盛岡支局 (株) 岩手日報社二戸支局 (株) デーリー東北新聞社二戸支局	1　災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 2　県知事及び町長からの要請に基づく災害報道に関すること。 3　防災知識の普及啓発に関すること。

第５節　地震の想定

第１　地震の想定の基本的な考え方

○　本町に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震の災害像を過去事例等から明らかにし、地震発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、地域防災計画の見直しや策定などに反映させてきたところである。
○　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。
○　当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。
○　また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）、火山噴火等による津波（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震及び火山噴火等による潮位変化を想定した避難指示等の発令体制などの避難に関する対策も検討する。

※　津波地震とは、地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。1896年（明治29年）６月15日の明治三陸地震津波では、地震の揺れは震度３程度と小さかったが、沿岸部を巨大な津波が襲い、多くの犠牲者が出た。

※　遠地地震による津波とは、その地点で地震の揺れを感じないような遠方での地震による津波のこと。1960年（昭和35年）５月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。

※　火山噴火等による津波とは、火山噴火による気圧波や山体崩壊等の火山現象による津波のこと。2022年(令和４年）１月16日に本県に津波警報が発表されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ - フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化がその代表例。

第２　想定する地震の考え方

当町に影響を及ぼすおそれのある地震ついて、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震を含む過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識普及計画

第１　基本方針

町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多彩なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点にも配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第２　防災知識の普及

１　防災知識の普及計画の作成

【本編・第２章・第１節・第２・１　参照】

２　職員に対する防災教育

○　防災関係機関は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

○　防災教育は次の事項に重点を置いて実施する。

ア　震災対策関係法令
イ　防災対策、防災知識その他防災活動に関する事項
ウ　震災に関する基礎知識
エ　土木、建築、その他震災対策に必要な技術
オ　町民に対する防災知識の普及方法
カ　震災時における業務分担の確認

３　町民等に対する防災知識の普及

○　防災関係機関は、町民等の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、町民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。

ア　講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
イ　広報誌の活用
ウ　起震車等による災害の疑似体験
エ　新聞、ラジオ、テレビ等各種報道媒体の活用
オ　防災関係資料の作成、配布
カ　防災映画、ビデオ、スライド等の製作、上映、貸出し
キ　自主防災活動に対する指導

○　防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア　地震及び津波に関する一般的知識
イ　緊急地震速報、津波警報、避難指示等の意味及び内容
ウ　平常時における心得
　①　避　難場所、避難道路等を確認する。

② ３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
③ いざというときの対処方法を検討する。
④ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
⑥ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

エ 地震等の発生時の心得、避難方法
オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
カ 災害危険箇所に関する知識
キ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
ク 過去の主な災害事例
ケ 災害対策の現状

○ 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資の送付が被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

4 児童生徒等に対する教育

【本編・第２章・第１節・第２・４ 参照】

5 防災文化の継承

○ 防災関係機関等は、地震災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。

○ 防災関係機関等は、地震災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震災害に関する資料を収集・整理・保存し、町民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

○ 町民等は、自ら地震災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

第２節　地域防災活動活性化計画

第１　基本方針

１　町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
２　町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
３　町は、町内の一定の地区内の住民から地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第２　自主防災組織等の育成強化

【本編・第２章・第２節・第２　参照】

第３節　防災訓練計画

第１　基本方針

町及びその他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同で震災に関する各種の訓練を実施する。

第２　実施要領

１　実施方法

【本編・第２章・第３節・第２・１　参照】

２　実施に当たって留意すべき事項

【本編・第２章・第３節・第２・２　参照】

○　訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

３　各訓練項目において留意すべき事項

○　町は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

ア　通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施すること。

イ　職員非常招集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施すること。

ウ　消防訓練

震災により消火栓、防火水槽の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施すること。

エ　救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

オ　施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第４節　通信確保計画

第１　基本方針

１　町その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。

２　災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、サブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

　また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。

第２　通信施設の整備等

【本編・第２章・第５節・第２　参照】

第５節　避難対策計画

第１　基本方針

１　町は、地震による火災等から町民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、町民への周知徹底を図る。
２　学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うために避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
３　町民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第２　避難計画の作成

１　町の避難計画
【本編・第２章・第６節・第２・１　参照】
○　町は、避難指示等を町民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。

２　学校、病院、社会福祉施設等における避難計画
【本編・第２章・第６節・第２・２　参照】

３　広域避難及び広域一時滞在
【本編・第２章・第６節・第２・３　参照】

第３　避難場所の整備等

【本編・第２章・第６節・第３　参照】

第４　避難に関する広報

【本編・第２章・第６節・第６　参照】

第５　避難訓練の実施

【本編・第２章・第６節・第７　参照】

第５節の２　食料・生活必需品等の備蓄計画

第１　基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、避難所において使用するために必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第２　町の役割

【本編第２章・第８節・第２　参照】

第３　町民及び事業所の役割

１　町民の役割
【本編第２章・第８節・第４・１　参照】

２　事業所の役割
【本編第２章・第８節・第４・２　参照】

第６節　要配慮者の安全確保計画

第１　基本方針

１　町は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。
２　町は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。
３　町は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

第２　実施要領

１　避難行動要支援者の実施把握
【本編・第２章・第７節・第２・１　参照】

２　災害情報等の伝達体性の整備
【本編・第２章・第７節・第２・２　参照】

３　避難誘導
【本編・第２章・第７節・第２・３　参照】

４　避難生活
【本編・第２章・第７節・第２・４　参照】

５　社会福祉施設等の安全確保対策
【本編・第２章・第６節・第２・５　参照】

６　要援護者に配慮した防災訓練等の実施について
【本編・第２章・第６節・第２・６　参照】

７　外国人の安全確保対策について
【本編・第２章・第６節・第２・７　参照】

第７節　食料・生活必需品等の備蓄計画

第１　基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第２　県及び町の役割

【本編・第２章・第８節・第３参照】

第３　町民及び事業所の役割

【本編・第２章・第８節・第４参照】

第８節　孤立化対策計画

第１　基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第２　災害時孤立化想定地域の状況

【本編・第２章・第９節・第２　参照】

第３　孤立化想定区域への対策の推進

１　通信手段の確保
【本編・第２章・第９節・第２・１　参照】

２　避難先の検討
【本編・第２章・第９節・第２・２　参照】

３　救出方法の確認
【本編・第２章・第９節・第２・３　参照】

４　備蓄の奨励
【本編・第２章・第９節・第２・４　参照】

５　防災体制の強化
【本編・第２章・第７節・第２・５　参照】

第９節　防災施設等整備計画

第１　基本方針

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

第２　対策事業の計画

○　町は、第６次地震緊急事業五箇年計画（令和３年度～令和７年度）に基づき、町が実施する地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を、次の計画により整備する。

整備する施設等	事　　業　　の　　概　　要
消 防 用 施 設	消防ポンプ自動車 小型動力ポンプ付積載車 防火水槽、耐震性貯水槽、消防団拠点施設 コミュニテイー防災資機材等整備事業

第３　公共施設等の整備

○　町は、道路施設、河川管理施設等の公共土木施設について、耐震性の確保に努める。
○　町は、避難格、避難地（公園、緑地、道路などの住民の待避地を含む。）等を整備するとともに、避難収容所である学校等の公共施設の耐震性の確保に努める。
○　防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等について耐震性の向上に努める。

第４　消防施設の整備

○　消防車両、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。
○　地震災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。

第５　防災用資機材等の整備

○　町は、大規模な災害において、災害応急対策活動を行うため必要な整備を行う。
○　町は、大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第１０節　都市防災計画

第１　基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるために、都市における建築物の耐震化及び不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を促進することにより、都市の防災化を図る。

第２　建築物の耐震性向上の促進藩

１　防災上重要な建築物の耐震性確保

既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を促進するため、次に定める対策を推進する。

（１）　防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置づけ、耐震性の確保に努める。

ア　役場庁舎、病院、学校等被災後応急及び復旧活動の拠点となる公共性の高い施設

イ　建築基準法第１２条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物

ウ　建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

（２）　町有施設の耐震性強化

○　防災上重要な建築物のうち、昭和56年６月１日改正後の建築基準法の適用を受けていない町所有の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

○　防災上重要な建築物に該当しない町所有施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

○　公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

（３）　民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

○　防災上重要な建築物の耐震性の確保するため、昭和56年６月１日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修の普及促進に努める。

（４）　設備・備品の安全対策

○　防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

２　木造住宅の耐震性の確保

○　木造住宅の耐震性を確保するため、町民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建造所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

３　一般建築物の耐震性の確保

○　建築物の耐震性の確保について広く町民に普及啓発を行い、既存建築物については、必要に応じ耐震診断の実施を促進する。

４　工作物の耐震性確保

○　煙突、広告塔等の工作物の耐震性について、広く町民の理解を深めるとともに、必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

５　建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

○　道路に面する３階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止の定期点検について、専門技術者を通じて指導を行う。

○　特に、通学路及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

6　既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

○　道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合しないものは、改修について強く指導する。

○　特に通学路及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検、補修を指導するとともに、町においても定期的に点検を実施する。

7　家具等の転倒防止対策推進

○　負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に備え付けられている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法について、広報紙等により町民への啓蒙、普及を図る。

8　地震保険の加入促進

○　地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、県と連携し、その制度の普及や加入促進に努める。

第３　建築物の不燃化の促進

1　防火地域、準防火地域の指定

○　避難場所周辺及び幹線道路沿い等の防火地域見直しを行い、地域指定を促進する。

2　公営住宅の不燃化の促進

○　公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。

○　周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを進める。

3　民間住宅の不燃化促進

○　市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を促進する。

第４　防災空間の確保

1　緑の基本計画

○　都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果をふまえ、公園の整備や緑地保全区域の決定等、総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に沿って公園及び緑地を整備する。

2　公園の整備

○　大震火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、公園の整備を推進する。

第５　市街地開発事業による都市整備

1　土地区画整理事業の実施検討

○　市街地の公共施設の整備とともに、宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確

保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業の実施について検討する。

2　市街地再開発事業の調査

○　市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実するため、市街地開発事業を調査推進する。

第１１節　交通施設安全確保計画

第１　基本方針

震災による道路施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第２　道路施設

１　道路の整備

【本編・第２章・第１２節・第２・１　参照】

２　橋梁の整備

○　震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

ア　「橋、高架の道路等の技術指針について」（道路橋示方書）（平成８年11月、建設省都市局長及び道路局長通達）に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。

イ　上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。

ウ　新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

３　障害物除去用資機材の整備

【本編・第２章・第１２節・第２・３　参照】

４　復旧体制の整備

【本編・第２章・第１２節・第２・４　参照】

第１２節　ライフライン施設等安全確保計画

第１　基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性及び耐浪性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第２　電力施設

○　電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

第３　ガス施設

１　ＬＰガス施設

○　ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

製造施設及び貯蔵所	○　二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	○　火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容　　器	○　容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
配　　管	○　配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。 ○　既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切替えを行う。
安全器具	○　災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ○　容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ○　ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

２　災害対策用資機材の確保等

○　震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

３　防災広報活動

○　震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

ア　ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置

イ　ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第４　上下水道施設

１　上水道施設

○　水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、震災による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

（１）　施設の耐震性の向上

○　水道事業者等は、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水、導水施設	○　管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 ○　水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。
浄水施設	○　ポンプ周りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 ○　震災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
送、配水施設	○　送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。 ○　配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。 ○　既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

（２）　給水体制の整備

○　町及び水道事業者等は、震災時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり１日３リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

２　下水道施設

○　下水道施設の管理者は、震災による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

下水管渠	○　新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 ○　マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ○　下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、終末処理場	○　ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。なお、津波が想定される地域に存する場合は２階以上の高層階へ設置する。 ○　新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。 ○　既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。

第５　通信施設

１　電気通信施設

○　電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、町役場庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

２　放送施設

○　放送局は、震災時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

第１３節　危険物施設等災害安全確保計画

第１　基本方針

町は、危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第２　石油類等危険物

１　保安教育の実施

○　町は、消防関係機関等が実施する危険物取扱者の保安講習に協力する。

○　危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

２　指導強化

○　消防機関は、危険物取扱事業所に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可にあたっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮したものとするように指導する。

○　消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
イ　危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
ウ　危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導
エ　地震動及び津波等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

３　屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

（１）　沈下測定の実施

○　危険物取扱事業所の管理者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

（２）　不等沈下の著しいタンクの措置

○　消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

○　消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

（３）　敷地外流出防止措置

○　県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

４　自衛消防組織の強化措置

○　危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に震災時における自主的な災害予防体制の

確立を図る。

○　危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5　化学防災資機材の整備

○　町は、化学防災資機材等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第１４節　地盤災害予防計画

第１　基本方針

町及び防災機関は、地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を未然に防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

第２　崩壊危険地の状況

１　急傾斜地崩壊危険個所は、資料編「急傾斜地崩壊危険箇所一覧表」（２－４－１）のとおりである。
２　土石流危険渓流箇所は、資料編「土石流危険渓流箇所一覧表」（２－４－２）のとおりである。

第３　崩壊危険地の災害防止対策

１　急傾斜地崩壊予防計画 本町における急傾斜地崩壊危険箇所は、４８箇所となっている。
これらの急傾斜地崩壊危険箇所は、定期的な点検を実施しているが、地震等に起因して崩壊することも予想されることから、防災効果等を勘案して必要な災害防止策を実施する。
２　土石流危険渓流予防計画 本町における土石流危険渓流箇所は、８３箇所となっている。
これらの土石流危険渓流箇所は、定期的な点検を実施しているが、地震や豪雨等に起因して崩壊することも予想されることから、防災効果等を勘案して必要な災害防止策を実施する。

第４　宅地防災対策

○　県及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第１５節　火災予防計画

第１　基本方針

１　地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
２　消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第２　出火防止、初期消火体制の確立

１　火災予防の徹底
○　町は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
○　町は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、町民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対　象	指　導　内　容
一般家庭	○　すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○　火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 ア　火気使用設備の取扱方法 イ　消火器の設置及び取扱方法 ウ　耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 エ　住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ○　寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職場	○　予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 ア　災害発生時における応急措置要領の作成 イ　消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ　避難、誘導体制の確立 エ　終業後における火気点検の励行 オ　自衛消防隊の育成

２　消防活動体制の整備強化
○　火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

３　消防施設等の整備強化
（１）　消防特殊車両資機材等の増強
ア　特殊車両等の増強
○　建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実

施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ　可搬式小型動力ポンプの増強

○　災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

ウ　救助用資機材の整備

○　倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

（2）　消防水利の確保

○　地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

（3）　消防通信施設の整備

○　災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

（4）　ヘリコプターの離着陸場の確保

○　ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第１６節　震災に関する調査研究

第１　基本方針

地震災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす影響は、連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

したがって、震災対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、検証及び科学的な調査研究を行う。

第２　調査研究

○　防災関係機関は、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波等の対応に関する検証を十分に行うとともに、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

ア　被害想定に関する調査研究

イ　地盤に関する調査研究

ウ　構造物の耐震性に関する調査研究

エ　大震火災に関する調査研究

オ　避難に関する調査研究

カ　その他必要な調査研究

第１７節　防災ボランティア育成計画

第１　基本方針

１　防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
２　防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
３　防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第２　実施要領

１　防災ボランティア・リーダー等の養成
【本編・第２章・第２１節・第３・１　参照】

２　防災ボランティアの登録
【本編・第２章・第２１節・第３・２　参照】

３　防災ボランティアの受入体制の整備
【本編・第２章・第２１節・第３・３　参照】

４　関係団体等の協力
【本編・第２章・第２１節・第３・４　参照】

第１８節　事業継続対策計画

第１　基本方針

１　企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に意識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。

２　県、町及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。

３　県及び町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第２　事業継続計画の策定

【本編・第２章・第２２節・第２　参照】

第３　企業等の防災活動の推進

【本編・第２章・第２２節・第３　参照】

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制計画

第１　基本方針

１　町その他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自が行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
２　町職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を動員できるよう配慮する。
３　震災時における災害応急対策の実施にあたっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制を確立する。
４　災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互との連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
　また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者、団体との協力体制の強化を図る。
５　町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
６　町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見･支援を活用する。
７　町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。
８　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に定めるところによる。
９　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に定めるところによる。

第２　町の活動体制

町は、町内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る応急対策を実施するため、軽米町災害警戒本部（以下、本節中「警戒本部」という。）又は軽米町災害対策本部（以下､本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

１　災害警戒本部
【本編・第３章・第１節・第２・１　参照】

２　災害対策本部
【本編・第３章・第１節・第２・２　参照】

３　緊急初動特別班
【本編・第３章・第１節・第２・３　参照】

第３　町職員の動員配備体制

1　配備体制

【本編・第３章・第１節・第３・１　参照】

2　動員の系統

【本編・第３章・第１節・第３・２　参照】

3　動員の方法

【本編・第３章・第１節・第３・３　参照】

4　自主参集

【本編・第３章・第１節・第３・４　参照】

5　勤務先に参集できない場合の対応

【本編・第３章・第１節・第３・５　参照】

6　指定行政機関等への職員派遣の要請等

○　町は、災害応急対策を行うために必要な場合は、県本部長に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関が災害応急対策を実施するよう要請する。

○　県及び町は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

7　応急措置の代行

○　県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法の規定により、その実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村に代わって行う。

第４　活動体制

【本編・第３章・第１節・第４　参照】

第５　防災関係機関の活動体制

【本編・第３章・第１節・第５　参照】

別表１

軽米町災害対策本部組織図

【本編・第３章・第１節・第２・２（２）　別表第１参照】

別表２

軽米町災害対策本部　部組織図

【本編・第３章・第１節・第２・２（２）　別表第２参照】

別表３
　軽米町災害対策本部　班編成図

【本編・第３章・第１節・第２・２（２）　別表第３参照】

別表第４
軽米町災害対策本部　事務分掌

【本編・第３章・第１節・第２・２（３）　別表第４参照】

第２節　地震情報等の伝達計画

第１　基本方針

１　地震に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
２　通信施設等設備が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第２　実施機関（責任者）

実施機関			活動の内容
町本部	部	班	
	総務部	総務班	地震情報の受理、伝達
県本部長			地震情報等の市町村等に対する伝達
気象庁（盛岡地方気象台）			１　地震情報等の発表 ２　上記の警報等の関係機関に対する通知
放送事業者			地震情報の放送

第３　実施要領

１　地震情報等の種類及び伝達
（１）　地震動の警報及び地震情報の種類
ア　緊急地震速報（警報）
○　気象庁は、震度５弱以上または最大長周期地震動階級が３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上や長周期地震動階級３以上の揺れが予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
○　緊急地震速報（警報）のうち震度６弱震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想されている場合のものを特別警報に位置付けられている。
○　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。
イ　地震情報の種類と内容
○　国及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種　類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報等発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

ウ　地震活動に関する解説情報等

○　地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度４以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした

		都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・（担当地域で）震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

2　伝達の方法

○　町長は、地震情報を受領した場合は、次により、直ちにその内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

内　　容	担　当　課	通　　知　　先	通 知 方 法
地震に関する情報	総　務　課	○　地域整備課長、産業振興課長 ○　震災情報を必要とする各課長等 ○　町内の住民､学校、関係官公所、団体等	○庁内放送 ○電話、口頭 ○防災行政無線 ○広報車 ○ＦＡＸ

○　夜間及び休日等勤務時間外における地震情報の受理及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、次により当直員が行う。

内　　容	担　　当	通　　知　　先	通 知 方 法
地震に関する情報	当　直　員	総務課長、地域整備課長、産業振興課長 （不在時は係長等）	○電話 ○ＦＡＸ

○　地震情報の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、岩手県、二戸消防署軽米分署、二戸警察署、消防団等との連絡を緊密に取り合いながら的確な災害情報の把握に努める。

3　異常現象発生時の通報

（1） 異常現象発見者の通報義務

○ 地震に関する異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村長又は警察官に通報する。

○ 異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、（2）に定める担当機関の長に通報するよう努める。

（2） 軽米町の通報先

○ 通報を受けた市町村長等は、盛岡地方気象台及び県防災課に通報する。

○ 町長から通報を受けた防災課長は、予防等の措置を講ずべき所管の関係課長に通知する。

（3） 異常現象の種類

○ 通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区　　分	異　常　現　象　の　内　容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第３節　通信情報計画

第１　基本方針

１　町その他の防災関係機関は、震災時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。
２　通信施設等が破損した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
３　震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、震災により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災機関の有する専用通信施設等を利用して通信を確保するとともに、岩手地区非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第２　実施要領

１　電気通信設備の利用
【本編・第３章・第３節・第２・１　参照】

２　専用通信施設の利用
【本編・第３章・第３節・第２・２　参照】

３　電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
【本編・第３章・第３節・第２・３　参照】

第４節　情報の収集・伝達計画

第１　基本方針

１　震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
２　災害情報の収集、伝達に当たっては、防災機関と密接に連携を図る。
３　地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
４　災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
５　県、町及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
６　国、県、町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第４節・第２　参照】

第３　実施要領

１　災害情報の収集要領、報告
○　町本部長は、各災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
○　町本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
○　町本部長は、災害情報の収集に当たっては、二戸警察署と緊密に連絡を行う。
○　町本部長は、災害の規模及び状況により、当該町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長その他の防災関係機関の長に対して応援要請を行う。

ア　職種及び人数	ウ　応援期間	オ　携行すべき資機材等
イ　活動地域	エ　応援業務の内容	カ　その他参考事項

○　町本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に報告する。
○　町本部長は、当該町の区域内で震度５強以上を観測した場合、第１報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。
○　町本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
○　町本部長（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。
○　町本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
ア　災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
イ　収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
ウ　町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

○　町本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

2　被害状況判定の基準

○　災害による被害の判定基準は、資料編「被害状況の判定基準」（３－４－２）の定めるところによる。

3　災害情報の種類

○　災害情報は、次の種類別に報告する。

種　類		内　　容	報告様式	伝　達　手　段
被害情報	発生報告	被害発生直後にその概要を報告するもの	様式１	防災行政無線（音声、ＦＡＸ）
	中間報告	災害の規模及びその状況が判明したとき、随時、報告するもの	様式２～22	防災行政無線（音声、ＦＡＸ）及び電話
	決定報告	被害状況が確定し、災害応急対策が終了したときに報告するもの	様式２ ～22	文　　書
応急対策報告		発生報告と併せて、災害応急対策の内容とその進捗状況を報告するもの	様式　１	防災行政無線（音声、ＦＡＸ）
その他の報告		前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	文　　書

4　防災機関の災害情報の収集、報告等

○　防災機関は、その他所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。
　また、災害が発生した場合は、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告又は通報する。

○　指定公共機関、指定地方行政機関は、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため、必要な情報の収集に努めるものとする。

5　災害情報通信の確保

（1）　災害情報通信のための電話の指定

○　町、県及び防災機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

（2）　災害情報通信に使用する通信施設

○　災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア　町本部と県本部及び支部との場合
　防災行政無線、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ　町本部と防災機関との場合
　指定電話、インターネット、電報、非常通信

（3）　伝達手段の確保

○　災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。

○　有線、無線通信施設が地震により損壊した場合においては、第３節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。

○　すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして、災害情報の収集伝達に努める。

第５節　広報広聴計画

第１　基本方針

１　震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
２　防災機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
３　報道機関は、各防災機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
４　情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。
５　広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。
６　広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第２　実施機関（責任者）

実施機関			担当業務
	担当部	担当班	
町本部	総務部	総務班	１　災害の発生状況 ２　災害発生時の注意事項 ３　各災害応急対策の実施状況 ４　災害応急復旧の見通し ５　二次災害の予防に関する情報
		防災班	１　町が実施した避難指示等 ２　救護所の開設状況
	厚生部	福祉班	１　犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 ２　安否情報及び避難者名簿情報避難所の開設状況 ３　生活関連情報 ４　相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 ５　防災ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報 ６　その他必要な情報
		教護班	１　救護所の開設状況
	建設部	建設班	１　道路及び交通情報

岩手県災害対策本部	1　災害の発生状況 2　気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3　町長が実施した避難指示等 4　救護所の開設状況 5　交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6　医療機関の情報 7　各災害応急対策の実施状況 8　災害応急復旧の見通し 9　安否情報 10　生活関連情報 11　相談窓口の開設状況 12　防災ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報 13　犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14　その他必要な情報
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕	1　災害発生時の注意事項 2　水防に係る指示 3　所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
ＮＴＴ東日本株式会社　岩手支店 ＮＴＴドコモビジネス株式会社 (株)ＮＴＴドコモ ＫＤＤＩ(株) ソフトバンク　(株) 楽天モバイル(株)	1　通信の疎通の状況 2　災害応急復旧の状況 3　利用者に協力をお願いする事項
日本銀行盛岡事務所	金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引換え措置
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付情報
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	防災ボランティアの募集情報
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付け情報
日本放送協会盛岡放送局	1　気象予報・警報等の伝達 2　緊急警報放送 3　避難指示等の情報 4　災害の発生状況及び被害状況 5　各災害応急対策の実施状況
東日本高速道路(株) 八戸管理事務所	1　高速道路の被災状況及び交通規制の状況 2　災害応急復旧の状況 3　利用者への迂回路等の情報

JRバス東北㈱二戸営業所 岩手県北自動車㈱ 南部バス㈱	1　バス路線の復旧状況 2　利用者等への情報提供
東北電力㈱岩手支店 東北電力ネットワーク㈱岩手支社	1　電力関係施設の被災状況 2　災害応急復旧の状況 3　利用者への電力供給等の情報
㈱ＩＢＣ岩手放送 ㈱テレビ岩手 ㈱岩手めんこいテレビ ㈱岩手朝日テレビ ㈱エフエム岩手	1　気象予報・警報等の伝達 2　避難指示等の情報 3　災害の発生状況及び被害状況 4　各災害応急対策の実施状況
㈱岩手日報社 ㈱朝日新聞社盛岡総局 ㈱毎日新聞社盛岡支局 ㈱読売新聞社盛岡支局 ㈱デーリー東北新聞社盛岡支局	1　災害発生状況及び被害状況 2　各災害応急対策の実施状況
（一社）岩手県高圧ガス保安協会	1　ガス関係施設の被災状況 2　災害応急復旧の状況 3　利用者へのガス供給等の情報

第３　実施要領

１　広報活動

【本編・第３章・第５節・第３・１　参照】

２　広聴活動

【本編・第３章・第５節・第３・２　参照】

第６節　交通確保・輸送計画

第１　基本方針

１　震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
２　町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
３　町その他の防災機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
４　緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を十分考慮する。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第６節・第２　参照】

第３　交通確保

１　情報連絡体制の確立
【本編・第３章・第６節・第３・１　参照】

２　防災拠点等の指定
【本編・第３章・第６節・第３・２　参照】

３　緊急輸送路の指定
【本編・第３章・第６節・第３・３　参照】

４　道路啓開等
【本編・第３章・第６節・第３・４　参照】

５　交通規制
【本編・第３章・第６節・第３・５　参照】

第４　緊急輸送

１　緊急輸送の対象
【本編・第３章・第６節・第４・１　参照】

２　陸上輸送
【本編・第３章・第６節・第４・２　参照】

３　航空輸送

【本編・第３章・第６節・第４・３　参照】

４　輸送関係従事命令等
【本編・第３章・第６節・第４・４　参照】

第５　災害救助法を適用した場合の輸送の基準

１　輸送及び移送の範囲
【本編・第３章・第６節・第５・１　参照】

２　輸送の期間
【本編・第３章・第６節・第５・２　参照】

３　費用の限度
【本編・第３章・第６節・第５・３　参照】

４　整備すべき書類
【本編・第３章・第６節・第５・４　参照】

第７節　消防活動計画

第１　基本方針

１　地震による大規模火災発生時においては、二戸地区広域行政事務組合消防本部は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
２　町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
３　災害時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる１１９番通報の不通等消防活動の阻害要因を考慮する。
４　町本部長は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
５　本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第７節・第２　参照】

第３　実施要領

１　本部長の措置
【本編・第３章・第７節・第３・１　参照】

２　二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長の措置
【本編・第３章・第７節・第３・２　参照】

３　緊急消防援助隊
【本編・第３章・第７節・第３・３　参照】

第８節　県、町等応援協力計画

第１　基本方針

１　町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

２　県、町その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練をするなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

　なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。

３　県、町は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき速やかに応援体制を構築する。

４　県、町その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

第２　実施機関

【本編・第３章・第９節・第２　参照】

第３　実施要領

１　市町村の相互協力

【本編・第３章・第９節・第３・１　参照】

２　県に対する応援要請

【本編・第３章・第９節・第３・２　参照】

３　防災関係機関の相互援協力

【本編・第３章・第９節・第３・３　参照】

４　団体等との協力

【本編・第３章・第９節・第３・４　参照】

５　消防活動に係る相互協力

【本編・第３章・第９節・第３・５　参照】

６　他市町村等からの応援部隊等の受入れ

【本編・第３章・第９節・第３・６　参照】

７　経費の負担方法

【本編・第３章・第９節・第３・７　参照】

８　義援物資、義援金の受付及び配分

【本編・第３章・第９節・第３・８　参照】

９　海外からの支援の受入れ

【本編・第３章・第９節・第３・９　参照】

第９節　自衛隊災害派遣要請計画

第１　基本方針

１　町本部長は、町の組織などを総動員しても応急対策の実施が困難又は不可能であり、人命又は財産を保護するため、自衛隊の組織部隊による活動又は自衛隊の保有する機械の活用が必要であり、かつ、効果的であると認められる場合は、県本部長に対して自衛隊の派遣要請を行う。
２　町本部長は、自衛隊の災害派遣要請を行った場合は、その受入体制を整備する。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第１０節・第２　参照】

第３　実施要領

１　災害派遣の基準
【本編・第３章・第１０節・第３・１　参照】

２　災害派遣命令者
【本編・第３章・第１０節・第３・２　参照】

３　災害派遣時に実施する救援活動
【本編・第３章・第１０節・第３・３　参照】

４　災害派遣の要請手続
【本編・第３章・第１０節・第３・４　参照】

５　災害派遣部隊の受入れ
【本編・第３章・第１０節・第３・５　参照】

６　自衛隊の自主派遣
【本編・第３章・第１０節・第３・６　参照】

７　災害派遣に伴う経費の負担
【本編・第３章・第１０節・第３・７　参照】

第１０節　防災ボランティア活動計画

第１　基本方針

１　防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
２　被災地における防災ボランティア活動に対するニーズの把握に努める。
３　防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第１１節・第２　参照】

第３　実施要領

１　防災ボランティアに対する協力要請
【本編・第３章・第１１節・第３・１　参照】

２　防災ボランティアの受入れ
【本編・第３章・第１１節・第３・２　参照】

３　防災ボランティアの活動内容
【本編・第３章・第１１節・第３・３　参照】

第１１節　義援物資、義援金の受付け・配分計画

第１　基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第１２節・第２　参照】

第３　実施要領

１　義援物資

【本編・第３章・第１２節・第３・１　参照】

２　義援金

【本編・第３章・第１２節・第３・２　参照】

第１２節　災害救助法の適用計画

第１　基本方針

１　町本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
２　法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、その職権の一部を町本部長に委任し、救助にあたらせることがある。
３　町は災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第１３節・第２　参照】

第３　実施要領

１　法適用の基準
【本編・第３章・第１３節・第３・１　参照】

２　法適用の手続
（１）　町本部長の措置
○　町本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部生活福祉班長を通じて県本部長に報告する。
○　法の適用基準となる被害世帯数については、第４節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式２）により、県本部長に情報提供する。
○　町本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

３　救助の実施
【本編・第３章・第１３節・第３・３　参照】

第４　救助の種類、程度、期間等
【本編・第３章・第１３節・第４　参照】

第１３節　避難・救出計画

第１　基本方針

１　震災発生時において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
２　救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
３　被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第２　実施機関（責任者）

１　避難指示等
【本編・第３章・第１４節・第２・１　参照】

２　警戒区域の設定
【本編・第３章・第１４節・第２・２　参照】

３　救　出
【本編・第３章・第１４節・第２・３　参照】

４　指定避難所の設置、運営
【本編・第３章・第１４節・第２・４　参照】

第３　実施要領

１　避難指示等
【本編・第３章・第１４節・第３・１　参照】

２　警戒区域の設定
【本編・第３章・第１４節・第３・２　参照】

３　救　出
【本編・第３章・第１４節・第３・３　参照】

４　避難場所の開放
【本編・第３章・第１４節・第３・４　参照】

５　指定避難所の設置、運営
【本編・第３章・第１４節・第３・５　参照】

６　帰宅困難者対策

【本編・第３章・第１４節・第３・６　参照】

７　避難所以外の在宅避難者に対する支援

【本編・第３章・第１４節・第３・７　参照】

８　広域避難

【本編・第３章・第１４節・第３・８　参照】

９　広域一時滞在

【本編・第３章・第１４節・第３・９　参照】

10　住民等に対する情報等の提供体制

【本編・第３章・第１４節・第３・10　参照】

第１４節　医療・保健計画

第１　基本方針

１　救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
２　水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、医療体制の確保を図る。
３　効果的な医療活動を行うため、迅速、正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確率を図る。
４　被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
５　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
６　災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第１５節・第２　参照】

第３　初動医療体制

１　医療救護班の編成
【本編・第３章・第１５節・第３・１　参照】

２　現場医療救護所及び救護所の設置
【本編・第３章・第１５節・第３・２　参照】

３　医療救護班の活動
【本編・第３章・第１５節・第３・３　参照】

４　岩手DMATの活動
【本編・第３章・第１５節・第３・４　参照】

５　医薬品及び医療資機材の調達
【本編・第３章・第１５節・第３・５　参照】

第４　傷病者の搬送体制

１　傷病者の搬送の手続
【本編・第３章・第１５節・第４・１　参照】

２　傷病者の搬送体制の整備
【本編・第３章・第１５節・第４・２　参照】

第５　健康管理活動の実施

【本編・第３章・第１５節・第５　参照】

第６　災害救助法を適用した場合の医療、助産

【本編・第３章・第１５節・第６　参照】

第７　愛玩動物の救護対策

【本編・第３章・第１５節・第７　参照】

第８　整備すべき書類

【本編・第３章・第１５節・第８　参照】

第１５節　食料・生活必需品供給計画

第１　基本方針

１　震災時において、被災者に対する食料・被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
２　災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第１６節・第２　参照】

第３　実施要領

１　物資の支給対象者
【本編・第３章・第１６節・第３・１　参照】

２　物資の種類
【本編・第３章・第１６節・第３・２　参照】

３　物資の確保
【本編・第３章・第１６節・第３・３　参照】

４　物資の輸送及び保管
【本編・第３章・第１６節・第３・４　参照】

５　物資の支給等
【本編・第３章・第１６節・第３・５　参照】

６　住民等への協力要請
【本編・第３章・第１６節・第３・６　参照】

７　物資の需給調整
【本編・第３章・第１６節・第３・７　参照】

８　災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
【本編・第３章・第１６節・第３・８　参照】

９　整備すべき書類
【本編・第３章・第１６節・第３・９　参照】

第１６節　給水計画

第１　基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第１７節・第２　参照】

第３　実施要領

１　給　水
【本編・第３章・第１７節・第３・１　参照】

２　応急給水用資機材の調達
【本編・第３章・第１７節・第３・２　参照】

３　給水の方法
【本編・第３章・第１７節・第３・３　参照】

４　水道施設被害汚染対策
【本編・第３章・第１７節・第３・４　参照】

５　災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給
【本編・第３章・第１７節・第３・５　参照】

６　整備すべき書類
【本編・第３章・第１７節・第３・６　参照】

第１７節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第１　基本方針

１　震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
２　震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
３　災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して、公営住宅等のあっせんを行う。
４　被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

第２　実施機関（責任者）

実施機関			担当業務
町本部	担当部	担当班	
	建設部	建設班	被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
岩手県災害対策本部			１　応急仮設住宅の供与・管理運営及び公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供 ２　応急危険度判定士による建築物応急危険度判定の実施 ３　応急危険度判定士の登録及び連絡調整
救助実施市			応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

第３　実施要領

１　応急仮設住宅の供与
【本編・第３章・第１８節・第３・１　参照】

２　住宅の応急修理
【本編・第３章・第１８節・第３・２　参照】

３　公営住宅への入居のあっせん
【本編・第３章・第１８節・第３・３　参照】

４　被災者に対する住宅情報の提供
　町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等及び地震により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知を図るため相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。
５　建築物の応急危険度判定

（1） 応急危険度判定士の業務

○ 応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 主として目視等により被災建築物を調査する。

イ 建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の３区分に判定する。

ウ 判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区分	表　示　方　法
危　　険	赤紙を貼る。
要　注　意	黄紙を貼る。
調　査　済	緑紙を貼る。

（2） 町本部長の措置

○ 町本部長は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定

イ 地図の提供

ウ その他応急危険度判定活動に要する資器材の提供

6 実施状況報告及び整備すべき書類

（1） 実施状況報告

ア 住宅応急修理の該当者の報告

イ 応急修理戸数の協議（様式編 対策様式３）

ウ 着工及び完了報告 （様式編 対策様式３）

（2） 整備すべき書類

ア 応急仮設住宅台帳 （様式編 救助様式３）

イ 住宅応急修理記録簿（様式編 救助様式11）

ウ 救助実施記録日計表（様式編 対策様式４）

エ 作業員雇上げ台帳 （様式編 対策様式11）

オ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

カ 応急仮設住宅使用貸借契約書

キ 仮設住宅建設並びに修理のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等）

ク 工事代金等支払証拠書類

ケ 直営工事により修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工等作業員出納簿、材料輸送簿等

6 被災宅地の危険度判定

【本編・第３章・第１８節・第３・６ 参照】

7 被災建物の応急危険度判定

【本編・第３章・第１８節・第３・７ 参照】

第１８節　感染症予防計画

第１　基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第１９節・第２　参照】

第３　実施要領

１　感染症予防活動の実施体制
【本編・第３章・第１９節・第３・１　参照】

２　感染症予防用資機材の調達
【本編・第３章・第１９節・第３・２　参照】

３　感染症情報の収集及び広報
【本編・第３章・第１９節・第３・３　参照】

４　感染症予防活動の指示等
【本編・第３章・第１９節・第３・４　参照】

５　実施方法
【本編・第３章・第１９節・第３・５　参照】

６　感染症予防活動状況等報告
【本編・第３章・第１９節・第３・６　参照】

７　整備すべき書類
【本編・第３章・第１９節・第３・７　参照】

第１９節　廃棄物処理・障害物除去計画

第１　基本方針

１　震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
２　ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
３　被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
４　廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第２　実施機関（責任者）

１　廃棄物処理
【本編・第３章・第２０節・第２・１　参照】

２　障害物除去
【本編・第３章・第２０節・第２・２　参照】

第３　実施要領

１　廃棄物処理
【本編・第３章・第２０節・第３・１　参照】

２　し尿処理
【本編・第３章・第２０節・第３・２　参照】

３　障害物除去
【本編・第３章・第２０節・第３・３　参照】

４　災害救助法を適用した場合の障害物の除去
【本編・第３章・第２０節・第３・４　参照】

５　建築物の有害物質の漏えい及び石綿の飛散防止
【本編・第３章・第２０節・第３・５　参照】

６　整備すべき書類
【本編・第３章・第２０節・第３・６　参照】

第２０節　行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

第１　基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第２１節・第２　参照】

第３　実施要領

１　行方不明者及び遺体の捜索
【本編・第３章・第２１節・第３・１　参照】

２　遺体の収容
【本編・第３章・第２１節・第３・２　参照】

３　遺体の処理
【本編・第３章・第２１節・第３・３　参照】

４　遺体の埋葬

○　遺体の埋葬はおおむね次の方法により行う。

（１）　埋葬は、火葬場の従業員又は遺体捜索班員が行う。

（２）　遺体は、原則として火葬する。

（３）　一時安置した多数の死体を埋葬するときは、安置の際に付した死体番号の順に埋葬する。

（４）　火葬は、次の火葬場で行う。

名　　称	所　　在　　地
軽 米 町 火 葬 場	軽米町大字軽米第６地割52番地３

（５）　町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

５　遺体埋葬の広域調整

○　町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬ができない場合にあっては地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に広域火葬を要請する。

○　県本部長は、予め広域火葬の体制（遺体搬送体制を含む。）を整備するとともに、町から要請があった場合又は遺体の埋葬量が町の火葬能力を超えると判断される時は、必要に応じて県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を行う。

6　災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬

【本編・第３章・第２１節・第３・６　参照】

7　実施状況報告及び整備すべき書類

【本編・第３章・第２１節・第３・７　参照】

第２１節　応急対策要員確保計画

第１　基本方針

震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第２２節・第２　参照】

第３　実施要領

１　要員の確保
【本編・第３章・第２２節・第３・１　参照】

２　確保の方法
【本編・第３章・第２２節・第３・２　参照】

３　要員の従事命令等
【本編・第３章・第２２節・第３・４　参照】

４　災害救助法を適用した場合の要員の確保
【本編・第３章・第２２節・第３・５　参照】

５　確保状況報告及び整備すべき書類
【本編・第３章・第２２節・第３・６　参照】

第２２節　文教対策計画

第１　基本方針

１　震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
２　震災により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第２３節・第２　参照】

第３　実施要領

１　学校施設の対策
【本編・第３章・第２３節・第３・１　参照】

２　教職員の確保
【本編・第３章・第２３節・第３・２　参照】

３　応急教育の留意事項
【本編・第３章・第２３節・第３・３　参照】

４　学用品等の給与
【本編・第３章・第２３節・第３・４　参照】

５　授業料等の減免、育英資金の貸与
【本編・第３章・第２３節・第３・５　参照】

６　学校給食の応急対策
【本編・第３章・第２３節・第３・６　参照】

７　学校保健安全対策
【本編・第３章・第２３節・第３・７　参照】

８　その他文教関係の対策
【本編・第３章・第２３節・第３・８　参照】

９　被災児童、生徒の受入れ
【本編・第３章・第２３節・第３・９　参照】

10　実施状況報告及び整備すべき書類
【本編・第３章・第２３節・第３・１０　参照】

第２３節　公共土木施設応急対策計画

第１　基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第２　実施機関（責任者）

１　道路施設
【本編・第３章・第２５節・第１・２（１）　参照】

２　河川管理施設
【本編・第３章・第２５節・第１・２（２）　参照】

第３　実施要領

１　被害状況の把握及び連絡
【本編・第３章・第２５節・３・（１）ア参照】

２　二次災害の防止対策
【本編・第３章・第２５節・３・（１）イ参照】

３　要員及び資機材の確保
【本編・第３章・第２５節・３・（１）ウ参照】

４　関係機関との連携強化
【本編・第３章・第２５節・３・（１）エ参照】

第２４節　ライフライン施設応急対策計画

第１　基本方針

１　電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

２　電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう広域的応援体制の整備に努める。

３　町は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用による情報提供に努める。

４　県及び町は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用による情報提供に努める。

５　道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第２６節・第２　参照】

第３　実施要領

１　電力施設

【本編・第３章・第２６節・第３・１　参照】

２　ガス施設

【本編・第３章・第２６節・第３・２　参照】

３　上水道施設

【本編・第３章・第２６節・第３・３　参照】

４　下水道施設

【本編・第３章・第２６節・第３・４　参照】

５　電気通信施設

【本編・第３章・第２６節・第３・５　参照】

第２５節　危険物施設等応急対策計画

第１　基本方針

１　火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
２　自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第２７節・第２・１　参照】

第３　実施要領

１　危険物施設責任者
【本編・第３章・第２７節・第３・１　参照】

２　町本部長の措置
【本編・第３章・第２７節・第３・２　参照】

第２６節　防災ヘリコプター等活動計画

第１　基本方針

１　町本部長は、震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害対策活動の応援を要請する。
２　町本部長及び消防機関は、防災ヘリコプターの派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに、災害応急活動に対する支援を行う。

第２　実施機関（責任者）

【本編・第３章・第３０節・第２　参照】

第３　実施要領

１　活動体制
【本編・第３章・第３０節・第３・１　参照】

２　活動要件
【本編・第３章・第３０節・第３・２　参照】

３　活動内容
【本編・第３章・第３０節・第３・３　参照】

４　応援要請
【本編・第３章・第３０節・第３・４　参照】

５　受入体制
【本編・第３章・第３０節・第３・５　参照】

第４章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第１節　総則

第１　推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項、防災訓練に関する事項、その他地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は事務の大綱

本町の地震防災に関し、本町の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な対策に関する事項を定め、当町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

町が所有する施設については、耐震化対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

１　建築物、構造物等の耐震化・不燃化
２　土砂災害防止施設
３　避難場所
　積雪等を考慮して屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害を軽減するため、延焼被害軽減対策等に取り組む。
４　避難経路 積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。
５　避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他消防用施設
　消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防施設
６　緊急輸送を確保するために必要な道路
７　通信施設
（１）　県防災行政無線
（２）　町防災行政無線
（３）　その他の防災機関等の無線
８　緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地
９　その他の事業

第３節　円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１　地域住民等の避難行動等

町は、住民等が震災発生時に的確に避難を行うことができるよう次のとおりに取り組むこととする。

１　避難方法

第３章第13節「避難・救出」に定めるところによる。

２　避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

３　住民等の備え

住民等は避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、地震が発生した場合の備えに万全を期するよう努める。

４　高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等

５　外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

第２　避難場所及び避難所の運営・安全確保

町は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に第２章第５節「避難対策」に基づき取り組むこととするが、次の事項にも配慮する。

１　避難後の救護

２　避難所開設における次の事項に関してあらかじめ準備すべき事項

（１）　応急危険度判定を優先的に行う体制
（２）　各避難所との連絡体制
（３）　各避難所との連絡体制
（４）　食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保
（５）　障がい者用トイレの設置や福祉避難所の開設、要配慮者への対応
（６）　飼い主による愛玩動物との同行避難等、様々なニーズへの対応

第３　意識の普及・啓発

町は、住民等が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、その意識を持続的に共有し、震災発生時に円滑に避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮した内容により、ハザードマップを作成・変更し、第２章第５節「避難対策」に定めるところにより周知を行う。

第４　消防機関等の活動

町は、第３章第７節「消防活動」に基づき、消防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

１　報道機関の協力を得て、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供を行う。

２　緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤等町が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫を把握する。

第５　水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第２章第10節「ライフライン施設等安全確保」、第３章第５節「広報広聴」、同章第25節「ライフライン施設応急対策」に定めるところですが、次の事項にも配慮する。

１　水道

水道事業の管理者等については、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

２　電気

（１）　夜間の避難時の照明の確保に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策が重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

（２）　指定公共機関東北電力(株)岩手支店及び東北電力ネットワーク(株)岩手支社が行う措置は別に定めるところによる。

３　ガス

指定地方公共機関である一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会が行う措置は、別に定めるところによる。

４　通信

指定公共機関ＮＴＴ東日本株式会社等が行う措置は、別に定めるところによる。

５　放送

（１）　指定公共機関日本放送協会盛岡放送局が行う措置は、別に定めるところによる。

（２）　指定地方公共機関である株式会社ＩＢＣ岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社エフエム岩手、株式会社岩手めんこいテレビ及び株式会社岩手朝日テレビが行う措置は、別に定めるところによる。

第６　交通

１　道路

（１）　交通規制

県警察及び道路管理者は、避難経路として使用されることが想定されている区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

（2） 除雪

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、第３章第６節「交通確保・輸送」に定めるところにより除雪体制を優先的に確保する。

2 乗客等の避難誘導

（1） 一般旅客運送に関する事業者は、県、町等と連携して、列車・バス等の乗客や、駅・発着場に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

（2） 一般旅客運送に関する事業者は、県、町等と連携して、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

第７ 町が管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

（1） 各施設に共通する事項

ア 入場者等の避難のための措置

イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ 出火防止措置

エ 水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

（2） 個別事項

ア 道路、橋梁、トンネル等の管理上の措置

イ 下水道、水門等の管理上の措置

ウ 学校、保育園等にあっては、当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部がおかれている庁舎等の管理者は、１の（1）に掲げる措置をとるほか次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

（1） 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

（2） 無線通信機器等通信手段の確保

（3） 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 地震発生時の緊急点検及び巡視

緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所並びに実施体制を予め定めた上で、地震発生時には緊急点検及び巡視を実施する。

4　工事中の建築等に対する安全確保上実施すべき措置

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を実施する。

第８　迅速な救助

1　町は、庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制を整備する。

2　町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

3　町は、消防団への加入促進による人的確保、車両・資機材等の充実、教育・訓練の充実を図る。

第４節　関係者との連携協力の確保に関する事項

第１　資機材、人員等の配備手配

１　被災時における物資等の調達手配、及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものを予め把握するものとする。

２　応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え、締結した事前応援協手その他の手続き上の措置を予め把握するものとする。

第２　自衛隊への災害派遣

１　自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等は第３章第９節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

２　地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。

第３　物資の備蓄・調達

被害想定をもとに、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法は、第２章第６節の２「食料・生活必需品等の備蓄」に定めるところによる。

第５節　後発地震への注意を促す情報が発信された場合に
とるべき防災対策に関する事項

第１　後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

１　後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、第３章第２節「地震情報等の伝達」に準ずる。

２　災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第３章第１節「活動体制」に定めるところによる。

第２　災害応急対策を取るべき期間

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から１週間、後発地震へ対して注意する措置を講ずる。

第３　町の取るべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により、円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

（後発地震に対して注意する事項）

１　家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認

２　避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常時出品の常時携帯等円滑かつ迅速に避難するための備え。

３　施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

４　個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常時出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第６節　防災訓練に関する事項

町は、大規模な地震を想定した防災訓練を、年１回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達にかかる防災訓練を実施する。

実施する防災訓練の内容、方法等は第２章第３節「防災訓練」に定めるところによる。

第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第１　町職員等に対する教育

町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割に相応した教育を第２章第１節「防災知識の普及」に定めるところにより実施するものとし、防災教育の内容は次のとおりとする。

（１）　地震に関する一般的な知識
（２）　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予測される地震動に関する知識
（３）　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
（４）　後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（５）　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
（６）　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
（７）　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

第２　地域住民等に対する教育・広報

町は、県と協力して東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、国からの指示が発せられた場合等に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

（１）　地震に関する一般的な知識
（２）　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予測される地震動に関する知識
（３）　後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（４）　後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、防災上とるべき行動に関する知識
（５）　正確な情報の入手方法
（６）　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
（７）　急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
（８）　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
（９）　住民等自らが実施し得る、最低でも３日間分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
(10)　住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
(11)　防寒具等の冬季における避難の際の非常持ち出品

第５章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設等の災害復旧計画

第１　基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第２　災害復旧事業計画

【本編・第４章・第１節・第２　参照】

第３　激甚災害の指定

【本編・第４章・第１節・第３　参照】

第４　緊急災害査定の促進

【本編・第４章・第１節・第４　参照】

第５　緊急融資等の確保

【本編・第４章・第１節・第５　参照】

第２節　生活の安定確保計画

第１　基本方針

災害により被害にあった町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第２　被災者の生活確保

【本編・第４章・第２節・第２　参照】

第３　中小企業への融資

【本編・第４章・第２節・第３　参照】

第４　農林漁業関係者への融資

【本編・第４章・第２節・第４　参照】

第５　日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【本編・第４章・第２節・第５　参照】

第３節　復興計画の作成

第１　基本方針

町は、大震災により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、県と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第２　復興方針・計画の作成

【本編・第４章・第３節・第２　参照】

第３　復興事業の実施

【本編・第４章・第３節・第３　参照】

第４　災害記録編纂計画

町は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。